

工事完了検査を受けるための確認事項

都市計画法第36条第1項の規定により、開発許可を受けた者は、工事が完了したときに工事が完了したことを届出て検査を受ける必要があります。検査前には必ず以下の事項について確認ください。

《届出に必要な書類》

- 工事完了届出書
- 確定平面図
- 公共施設表示図（確定平面図と兼用可）
- 委任状（申請者本人が提出する場合は不要）
- 工事写真（裏面「**工事写真確認表**」を参考にしてください。）

《工事完了検査の留意点等》

- 工事完了検査を受ける前には、必ず工事が完了していることを現地確認してください。
 - 開発許可の内容に変更が生じていないか確認してください。変更内容により、開発行為変更許可申請又は開発行為変更届が必要になります。
 - 現地検査、工事写真等により開発許可の適合が確認できない場合、破壊検査を指示することがあります。
 - 検査済証は、関係する道路等の公共施設の検査が合格してからの交付となります。
 - 工事完了検査の日時は火曜日又は木曜日の午後となります。
- ※検査希望日の1週間前までには、建築指導係と検査の日時を調整してください。

(連絡先)

田原市役所 都市整備部 建築課 建築指導係

T E L : 0 5 3 1 - 2 7 - 8 6 0 6

F a x : 0 5 3 1 - 2 2 - 3 8 1 1

E-mail : kentiku@city.tahara.aichi.jp

「工事写真確認表」

分類		撮影内容
一般事項		着工前および竣工後の敷地状況 ※ 着工前及び竣工後の状況を比較できるように同じ方向から撮影すること。 ※ 撮影位置及び方向を計画図等に明示すること。
土工事		盛土の締め固め状況 ※ おおむね 30 cm以下の締め固め状況が確認できるもの。
義務擁壁工事 (※ 1)	共通事項	床堀の状況
		裏込透水層の状況
		水抜穴の設置状況
	RC 造	鉄筋のロールマークの確認状況
		配筋（基礎及び躯体）の状況
		鉄筋のかぶり厚さの確認状況
練積	控え長さ（30 cm以上）の確認状況	
	胴込及び裏込コンクリートの施工状況	
排水施設工事 (下水は除く) (※ 1)		床堀の状況 管渠等の布設状況 側溝の設置状況 柵の設置状況
道路工事 (※ 1)	路床	締め固め後の高さの計測状況
	路盤	締め固め後の高さ及び厚さの計測状況
	舗装	切取り（コア抜き）検査の状況、厚さの計測状況

注記

(※ 1) : 規格・形状が異なるごとに工事写真を撮影すること。